

保険料(税)減免実施状況 (2005年度)

(愛知県医務国保課資料より)

1. 「条例の有無」には、保険料(税)の減免について定めた条例がある場合に を記入する。
2. 条例のある保険者は、「減免事由」の中で該当するものに を記入する。(複数回答可)
 - (1)「災害」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者がその財産につき甚大な損害を被ったとき。
 - (2)「病気」とは、納付者又は同一生計親族が病気、負傷又は盗難にあつて著しく負担能力が無くなったとき。
 - (3)「収入減」とは、例えば失業等により前年に比べ、著しく負担能力が無くなったとき。
 - (4)「低所得」とは、所得水準が一定以下の場合。
 - (5)「生保」とは、生活保護基準該当世帯。
 - (6)「特別事情」とは、具体的な項目ではなく、市町村長の判断で減免できる規定。
 - (7)「その他」とは、上記(1)～(6)以外の事由によるもの。
3. 「免除規定有無」は、保険料(税)賦課額の全額を免除する規定がある場合に を記入する。
4. 「減免基準」は、2(4)(5)に該当する場合の基準と減免割合。また、2(7)に該当する場合の減免事由。
5. 「失業者の減免」は、2(3)、(6)、(7)の規定に基づき、失業者に対し減免できる場合に を記入する。

市町村名	1 条例の有無	2.減免事由							3 免除規定有無	4.減免基準	5 失業者の減免	2005年度実績	
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 収入減	(4) 低所得	(5) 生保	(6) 特別事情	(7) その他				世帯数	減免総額 (千円)
都道府県合計	63	63	32	48	15	35	40	43	29		34	231,556	2,840,047
1 名古屋市										世帯に市県民税の所得割が課されないとき、世帯の均等割の2割を減免 世帯の市県民税額の合計が5,000円以下のとき、被保険者1人につき2,000円減免		136,324	1,758,319
2 豊橋市										(4)均等割・平等割のみ課税世帯 第6号該当の場合 均等割・平等割の100分の10に相当する額(附則第2項により当分の間100分の12) ・均等割・平等割のみ課税世帯 第7号 " 100分の20 " (" 100分の26) ・均等割・平等割のみ課税世帯 第8号 " 100分の40 " (" 100分の46) 市民税所得割額が3万円以下で固定資産税額のない場合 均等割の100分の16に相当する額		14,478	179,672
3 岡崎市										(4)・所得の激減(前年所得が350万円以下で今年の所得が前年所得の2分の1以下に減少) (5)・当該扶助を受け始めた日から当該扶助を受けなくなった日までに到来する納期限に係る納付金に相当する額 (7)資産割額のうち、町有地が個人名義になっており、名義変更がされるまで該当する資産割額の一部をその他減免で処理する。		3,682	74,852
4 一宮市										低所得 = 法定軽減7・5・2割世帯に1割の上乗せ減免する。また、それに該当しない世帯で所得金額が200万円以下の世帯について、均等割・平等割を3割減免する。 生保 = 生活保護開始以後に到来する納期にかかる税を100%減免する。		40,595	531,182
5 瀬戸市												43	1,046
6 半田市										(5)生活保護を受ける期間に係る納付額の全額		73	2,021

市町村名	1 条例の有無	2. 減 免 事 由						3 免除規定有無	4. 減 免 基 準	5 失業者の減免	2005年度実績		
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 収入減	(4) 低所得	(5) 生保	(6) 特別事情				(7) その他	減免	減免総額
											世帯数	(千円)	
7 春日井市									・低所得:減免取扱基準第7項 前各項のほか、市長が特に必要と認める特別な事情がある場合に適用する。平成16年度国保税の税率改正に伴い法定軽減の対象とならない世帯にかかる激変緩和策として実施。(平成16年度～平成17年度)対象者:世帯総所得200万円以下で法定軽減の対象とならない世帯。減免内容:被保険者均等割、世帯平等割について減免。減免割合:所得200万円以下は1割。所得100万円以下は2割 ・生保:減免取扱基準第4項 対象:学校教育法第25条の規定により就学援助をうけることとなった世帯、その他これらに類する法令の規定により給付を受けている世帯。減免割合:保険税額の100分の100 ・国民健康保険法第59条の規定に該当する者の減免		9,591	73,651	
8 豊川市									(4)世帯の前年の所得金額が33万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき(7割軽減世帯)、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ2%に相当する額。世帯の前年の所得金額が33万円+被保険者数(当該世帯主は除く)×24.5万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき(5割軽減世帯)、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ3%に相当する額。 世帯の前年の所得金額が33万円+被保険者数×35万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき(2割軽減世帯)、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ3%に相当する額。世帯の前年の所得金額が125万円以下又は市民税非課税世帯で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき、保険料の均等割額と平等割額 (5)生活保護法の規定による保護の開始の日から保護の廃止の日までの間に到来する納期に係る納付額に相当する額。		6,414	31,043	
9 津島市									世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年の所得について算定した津島市国民健康保険賦課徴収条例第3条に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円以下 当該年度にかかる保険税に100分の30を乗じた額を減免。		2,710	34,955	
10 碧南市									(5)全額 (7)市民税または固定資産税の減免を受けた場合		868	3,592	
11 刈谷市									(5)当該理由の発生した日以後に到来する納期限に係る納付金に相当する額		95	1,320	
12 豊田市									生活保護基準世帯については、減免割合10～100%		252	6,303	
13 安城市									(7)固定資産税減免に伴う減免		112	1,145	

市町村名	1 条例の有無	2. 減 免 事 由						3 免除規定有無	4. 減 免 基 準	5 失業者の減免	2005年度実績		
		(1) 災害	(2) 病 気	(3) 収 入 減	(4) 低 所 得	(5) 生 保	(6) 特 別 事 情				(7) そ の 他	世帯数	減免総額 (千円)
14 西尾市									世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が300万円以下で、当該世帯の生計の中心となっていた被保険者が失業し、又はその事業を廃止し、若しくは休止したことにより、当該年における総所得金額の見込額が前年中の総所得金額の10分の5以下に減少すると認められる場合 (4) 減免割合：所得割額の5 / 10 (5) 減免割合：生保該当期間に到来した納期限に係る納付額 (7) 西尾市市税条例(昭和43年西尾市条例第17号)第51条又は第72条の規定によって市民税の所得割額又は固定資産税額の減免を受けた場合：0件		830	5,040	
15 蒲郡市									1. 災害等により固定資産税の減免を受けた者 2. 生計中心者が震災・風水害・落雷・火災などの災害で障害者となった時 3. 貧困による公私の扶助を受けている者		2,046	9,074	
16 犬山市									生活保護における減免割合：生保開始以降に到来する納期限に係る納付額全額 雇用保険受給者 18件		39	1,094	
17 常滑市									低所得：賦課期日において、世帯主及び被保険者全員が市県民税非課税で、条例第13号各号の適用を受けない世帯で、前年中の合計所得金額が200万円以下の世帯 減免割合：低所得は均等割額及び平等割額の100分の20に相当する金額。生保は当該保護を受けることとなった日以降に到来する納期にかかる納付額		972	11,573	
18 江南市									世帯の前年所得が0円の方を基準に被保険者均等割及び世帯別平等割額の100分の10を減免 生活保護(全額)		3,209	20,114	
19 小牧市									生活保護を受けている期間に到来した納期に係る納付額の全部		353	11,168	
20 稲沢市									「生保」の減免割合・・・保護開始日以後に到来する納期に係る納付額		2,466	33,481	
21 新城市									・7割軽減世帯で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみ課税される世帯の場合、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減後における納付額の十分の一 ・5割、2割軽減世帯で、資産割額非課税世帯の場合、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減後における納付額(所得割額を除く)の十分の一 ・生活保護法の規定による保護又はこれに準ずる扶助を受けた場合、当該保護等を受けている期間に到来する納期限に係る納付額		960	2,755	
22 東海市											10	234	
23 大府市									(7)部落所有資産(不動産)に係る地域代表者名義登録者の資産割課税の減免		4	517	

市町村名	1 条例の有無	2. 減 免 事 由						3 免除規定有無	4. 減 免 基 準	5 失業者の減免	2005年度実績		
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 収入減	(4) 低所得	(5) 生保	(6) 特別事情				(7) その他	世帯数	減免総額 (千円)
24 知多市									(5)の減免割合は、当該保護を受けている期間に到来する納期に係る納付額の全部。 (7)知多市税条例第65条の規定による固定資産税(土地及び家屋にかかるものに限る。)の減免を受けた者。		5	125	
25 知立市									前年の所得が、300万円以下にあって当該所得が前年所得より半額以下に見込まれるとき		96	1,403	
26 尾張旭市											18	1,553	
27 高浜市									(5)生活保護開始から廃止するまでの期間については、保険料(税)全額免除 (7)高浜市税条例第6条による固定資産税の減免を受けた者 21世帯 252,837円		25	422	
28 岩倉市									(5)・当該理由の発生した日以後に到来する納期限に係る納付金額の所得割額の全部		2	127	
29 豊明市									(5)生活保護・・・生活保護法の規定による保護を受けた場合 その事由が生じた日以後に到来する納期分の納付額の全額を減免		56	3,577	
30 日進市									(5)・当該保護を受けている期間に到来する納期分の全部		17	463	
31 田原市									(5)生保 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受ける者・当該保護を受ける期間に到来した納期限に係る納付額 (7)田原市国民健康保険税条例第13条の減免が適用される納税義務者で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される者(減免割合:均等割額及び平等割額の1割) 489世帯 2,885,000円 上記以外の納税義務者で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される者(減免割合:均等割額及び平等割額の2割) 253世帯 2,212,000円		742	5,097	
32 愛西市									・低所得者で固定資産税額が1万円以下で、世帯の合計所得金額が200万円以下である場合は、10/100減免 ・当該事由に該当することとなった年度において、減免の申請をした以後に到来する納期に係る保険税の額の全部		2	77	
33 清須市									(4) 実収月額 - 基準生活費 = 保険税充当額、保険税賦課額 - 保険税充当額 = 保険税減免額(応益割のみ) 実収月額 基準生活費 納期末到来税額の1/2(6)当該保護を受ける月以降の納期限に係る納付額の全部		0	0	
34 北名古屋									(4)条例第13条に規定する減額の対象者・・・均等割・平等割の20%(5)納期末到来全額		2,879	13,469	
35 弥富町									弥富町戦勝病者医療費の支給に関する条例により、受給者証の交付を受けている人 弥富町福祉給付金支給要綱により、老人医療一部負担金支払証明書の交付を受けている人		853	8,230	
36 東郷町									生活保護法の規定により扶助を受ける者で、扶助を受けている期間に到来する納期分の全額を減免		1	16	

市町村名	1 条例の有無	2. 減 免 事 由						3 免除規定有無	4. 減 免 基 準	5 失業者の減免	2005年度実績		
		(1) 災害	(2) 病気	(3) 収入減	(4) 低所得	(5) 生保	(6) 特別事情				(7) その他	世帯数	減免総額 (千円)
37 長久手町											15	426	
38 豊山町											1	99	
39 春日町									(生保)当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る税額の全額。		0	0	
40 大口町									「生保」に係る減免割合：生活保護期間中に到来する納期限に係る税額の全部		14	275	
41 扶桑町									(5)当該扶助を受ける者について算定した税額の内、当該扶助を受けている期間に到来する納期限内に係る税額の全部 (7)雇用保険法の規定により基本手当の受給資格を有する者		21	763	
42 七宝町											0	0	
43 美和町											0	0	
44 甚目寺町											0	0	
45 大治町											0	0	
46 蟹江町											608	8,197	
47 飛鳥村											0	0	
48 阿久比町											0	0	
49 東浦町									生保をうける期間の全額		2	7	
50 南知多町									生保(全額) 固定資産税の減免を受けた場合に、減免を受けた固定資産税額に係る資産割相当額を減免		5	260	
51 美浜町											1	66	
52 武豊町									(5)保護を受ける期間に係る納付額の全部 (7)勤労学生であるものを有する世帯		6	230	
53 一色町									(5)生保・・・全額 (7)一色町税条例第9条又は第65条の規定によって町民税の所得割又は固定資産税の減額を受けた場合。		0	0	
54 吉良町									(4)・所得の激減(前年所得が300万円以下で今年の所得が前年所得の10分の5以下に減少) (5)・当該保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額		0	0	
55 幡豆町											3	209	
56 幸田町									(7)固定資産税額(土地及び家屋)の減免を受けたとき		7	79	
57 三好町									生活保護法第11条第1項第1号の生活扶助を受けている者に対し、当該生活扶助を受けることになった日以後に到来する納期に係る保険税の額の全部		3	325	
58 設楽町											0	0	
59 東栄町											0	0	
60 豊根村											0	0	
61 音羽町											46	372	
62 小坂井町											1	1	
63 御津町									(7)刑務所に拘置された被保険者にかかる国保税の減免		1	28	